

2 1 観光地

資料 2 1 災害時における国営アルプスあづみの公園来園中の観光客等への支援に関する協定

大町市（以下「甲」という。）と国営アルプスあづみの公園事務所（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合に、国営アルプスあづみの公園（以下「国営公園」という。）へ来園中の観光客等のうち、災害の発生等に伴い交通が途絶した場合等において、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）に対する支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲及び乙が相互に災害に関する情報及び被害状況等を共有するとともに、国営公園へ来園中の観光客等のうち、帰宅困難者に対して円滑な支援を行うことを目的とする。

（帰宅困難者に対する支援内容）

第 2 条 乙は甲に対し、国営公園に来園中の観光客等のうち、帰宅困難者に対する支援として、次の事項について要請することができる。

- (1) 食料、飲料水、寝具等の提供
- (2) 甲の指定する施設等における一時的な避難場所の提供
- (3) 円滑な帰宅が可能となる情報等の提供

2 要請する方法は、次に掲げる事項について、状況に応じ可能な範囲内において明らかにして電話その他の早期に情報の伝達が可能なる方法により連絡する。なお、口頭により要請した場合は、後日、速やかに書面で送付する。

- (1) 災害による被害の状況
- (2) 帰宅困難者等の人数
- (3) その他支援を実施するにあたり必要な事項

（支援の実施）

第 3 条 甲は、前条の規定により、乙からの要請を受けたときは、直ちに可能な範囲において、国営公園からの帰宅困難者に対する支援を実施する。

- 2 甲は、乙からの要請がない場合において、国営公園からの帰宅困難者に対する支援を行うべきと認めるときは、必要と認められた範囲内において支援を実施する。
- 3 甲が支援を実施できない場合は、速やかに乙にその旨を通知する。

（連絡責任者）

第 4 条 本協定の支援を確実かつ円滑に行うため、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 大町市産業観光部観光課長
- (2) 国営アルプスあづみの公園事務所建設専門官

（情報の交換）

第 5 条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて情報の交換を行う。

（協議）

第 6 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月18日

甲 長野県大町市大町3887

大町市長 牛越 徹

乙 長野県安曇野市穂高牧149-12

国土交通省 関東地方整備局
国営アルプスあづみの公園事務所長 鹿野 央